

【教育部関係】

議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）

【所管科目】

○教育部長 改めましておはようございます。教育部です。よろしくお願いいたします。

すみません、審議に入る前に先日の連合審査につきまして、ちょっと私の発言で単位を間違えたところがありましたので、すみません、修正とおわびをお願いしたいと思います。

既に採決をしていただいているところでありますけれども、三田議員の給食に関します御質問の中で、令和3年度の特別栽培米の使用量をお答えさせていただいた場面がありました。その中で令和3年度の使用料を700キロ程度とお答えしたつもりでいたんですけれども700俵と、俵でどうもお答えしてしまっていたことが恥ずかしながら終了してから判明いたしまして、これ、答弁の修正をお願いするとともに、併せておわび申し上げます。正しくは700キロ程度となりますので、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

（補足説明）なし

（質 疑）

Q. 議案書の66から69にかけてですけれども、給食事業の関係ですけれども、天城給食センター、中伊豆給食センター、それから修善寺中学校の給食事業で賄い材料費が補正で上げられていますけれども、ちょっと自分も認識不足なところがあって、もう一度確認をしたいんですけれども、そもそも賄い材料というのが父兄が負担する給食費に充てられた分だったんでしょうか。その辺がちょっと自分もあやふやになってしまったもので。あと賄い材料費以外にも運営にかかる事業費があるんですけれども、賄い材料費が補正されるというのは、物価高騰で材料費の値上がり分を補うことということとは理解しているんですけれども、その辺の仕組みをもう一度説明願いたいんですけれども。

A. 賄い材料費に関しましては、市の一般会計のほうに賄い材料費として取らせていただいております。逆に給食費に関しては歳入のほうに入れさせていただいておりますので、伊豆市としては公会計を取っておりますので歳入のほうへお金が入ってくるという形になります。

ただ、実際にはこの金額は予算的に4,300円、給食費の金額で一般会計の歳入取ってございますので、それで、ほぼほぼ同じ規模のものになっているということになります。

す。今回はウクライナ等による資材の調達のコストの上昇から、お金がここの部分もう足りていないということになりましたので、これが足りないから一般会計としてお願いをさせていただく、ひいては、これについては最終的には保護者の皆様の負担軽減にもつながっていくものと理解しております。

以上です。

Q. 保護者の負担軽減というところが、いま一つ理解できないんですけれども、賄い材料費は一般会計で賄う部分であるから、一般会計の赤字というか不足分が、即保護者の給食費に反映するというその理由が分からないんです。

A. すみません、ちょっと私のほうから御説明させていただきます。

学校給食というのは、そもそも食材以外の部分というのは市で全額負担しなければいけないというそういう決まりといたしますか、そういう仕組みになっておりまして、食材費につきましては、今、課長のほうから御説明がありましたとおり、保護者のほうから頂いた給食費を充当させていただいております。

今回、急激な食材費の値上がりによりまして、かなり賄い材料費に不足を生じてくるというような事態が発生しております。前にもちょっと御説明をさせていただいたんですけれども、全国の中にはまだ私会計で、食材費が上がったときに給食費を上げなければならないというような事象も多々まだございます。市の場合は公会計でやっておりますので直接的には影響はございませんけれども、これがあまりにも大きく食材費のほうが上がりますと、そもそもかなりの予算と支出分が乖離が発生した場合には、結果的には保護者に何らかの負担を求めなければいけないというような場合も発生することが想定されます。今回は何とか補正予算のほうで臨時交付金のほうを使っているということでしたので、そういう事態に陥らずに最終的には保護者の負担の増にはつながらなかったということで、そういう意味合いでこういう言葉を使わせていただいております。

以上となります。

Q. ちょっと言葉が紛らわしいところがあるんですけれども、一般会計で賄い材料費が支出されているけれども、歳入不足が生じるので、行く行くは給食費の歳入を補うために給食費の値上げも検討しなければならない状況になるのが防げたという、こういう理解でよろしいですか。

A. 現状そういう御理解でよろしいかと思えます。

以上です。

Q. 議案書の67ページに天城給食センター事業の中で施設改修工事というのが850万あるんですけども、概要説明の中で給食センターの受水槽と給水ポンプの改修工事ということで記載されているんですけども、令和3年度の決算の中でこういうことが記載されているんです。天城給食センターと中伊豆の給食センター事業の中で、老朽化が進んでいるために、今後、計画的に大規模修繕の必要があるということが記載されているんですけども、大規模修繕というのは、この天城給食センターの場合については、これでもう完全に終わると、修繕が完了したということなんですか。それとも、今後こんなことでなくて、もっと大きな要するに改修の必要性があるということがあるんですか。そののところがちょっとお聞きしたいんですけども。

A. 今回のこの受水槽の関係につきましては、定期検査によりまして不具合が判明しております。なので、こちらについても重要な改修であるんですけども、そのほかにも例えばエアコンの関係でかなり天井が建物自体が高くて、エアコン自体のかなり効きが悪い状態というのがございます。そうすると、やっぱり天井からちょっと見直すなり、それか、もしくは効率的な空調の方法を考え直したりなどしなければならないというところの中で、そういった建物自体の改修というところもちょっと見ていかなければならないというところの中で、今後ちょっとそういったこともあるので、それがかなり大規模な改修になってくるのではないかと思います。

Q. 食の安全ということがいろんな面から言われているんですけども、給食を作る、要するに機械であるとか設備であるとか、今、課長がおっしゃったことは環境的なことなんんですけども、そうではなくて食材をつくるための機械であるとか調理器具であるとか、そういったことというのは、この大規模修繕等とは関係ないんですか。そのところはどうか。

A. 修繕とか改修については、基本的には建物について考えております。ただ、やはり設備のほうのかなり経年劣化も進んでいる状況で、時々、例えば冷蔵庫が使えなくなったりとか、ほかの設備が使えなくなったりとかしておるところも実際でございます。その都度その都度、予算を何とかやりくりをさせていただいて新しいものに交換したり、修繕が利くものについては修繕はさせていただいておりますけれども、そういったものも議員おっしゃるとおり、今後も出てくるのではないかというふうに理解しております。ですので、改修工事も出てくるんですけども、それと同時に設備についても見ていかなければならないというところではないかと考えております。

Q. これから先の質問は、もしかしたら一般質問に入ってしまうかもしれない。委員長、止めてください、すみませんけれども。余分なことを言い出したら。

給食センターの考えというのは、この中学校再編にも関係すると思うんですよ。今いろんなところでばらばらに給食を作って、そして各中学校であるとか小学校とかに配膳しますよね。中学校の再編の問題と同じことで、給食センターも考えなきゃならない部分もあると思うんです。そのところは多分頭に入っていると思うんですけれども、こういった大規模修繕の必要があるというときに、食の安全を考えた場合に、口から入るものですから、もっと最優先にいろんなことを考えて、子供のために考えたらいかがですかね。

空調もそうですけれども、設備の問題、食べ物を作る機械、器具等々、冷蔵庫もそうなんですけれども、そういったことを考えていかないと、要するに子供に対しての食の安全というのが保てないと思うんです。そういったところはどういうふうを考えているのか、計画性があるのかどうなのかということもちょっとお聞きします。

A. 給食センターに関しましては、修善寺中学校が新中学校のほうに統合される関係で、天城とか中伊豆の給食センターというのは、より重要度が増すものというふうに理解をしております。ですので、逆に天城のセンターと中伊豆のセンターは、特に改修は進めていかなければならないところの中で、現在検討はさせていただいておりますが、やはり特に今一番問題になっているのは、その空調の関係がかなり出てきておりますので、それを何とかさせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、それにやはり計画という形になってまいりますので、ちょっとそこはまた今後どういった修繕があるのか、どういった設備が更新されていないのか、そこは少し洗い出しをさせていただければと思います。

A. すみません、ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、確かに新中学校の統合に向けて、給食センターのほうも考えていかなきゃならないということで、今、有志を中心にそれぞれのセンターで作ります食数ですとか、あと機器、器具類、あと設備類の劣化度とか老朽化度なんかを調べまして、真に交換なり改修が必要なものは5年、6年度で改修また交換をしていくような計画を立ててございます。

給食につきましては、作ってから2時間以内に食べるという決まりがありますので、本来ですと、どこか一番その時間が守れる場所に1か所あれば全て賄えると思うんですけれども、現在、施設も新しく造るというようなこともなかなか考えにくい状況で

すので、それぞれの施設をいかに有効に利用していくかということを経食センターのほうでも考えております。

以上となります。

Q. 令和3年度の事業の成果の中で、大規模修繕の必要性がありますよということは述べているんですから、早急に予算化をしていただいて、やっぱり食の安全というのを保っていただくような方策を構築していただきたい。今、だから来年度、再来年度に分けてやっていくというような話がありましたけれども、ぜひそれは必ず実行していただきたい。よろしく願いいたします。

以上です。

Q. 教育費のうち、資料館費と体育施設費、これ社会教育課の所管になりますけれども9月2日に配付されましたけれども、新型コロナウイルス感染症総合緊急対策事業のうちの事業だというふうに認識していますが、これ、両方合わせて203万円の予算計上になっておりますけれども、まず1点目聞きたいのが、いろんな事業がほかの部署でもあるんですが、予備費を充用したものと、あとは今回のように9月の補正で提案してきているものとあるんですけれども、社会教育課としては今回のこの事業について財政当局と、その辺の予備費にするのか補正で計上するのか、どんなやり取りがあったのか教えてください。

A. 今の質問なんですけれども、財政部局とのやり取りということでよろしいですか。

今回のこの3つですね、資料館と狩野ドーム、それから社会体育館のトイレの改修につきましては、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金が使えということで、今回まだ整備されていない屋内施設について、トイレの洗面と男子トイレの水洗化というか、触らずに流れるようなシステムに替えるということで、今回は急を要するという言い方おかしいんですが、臨時交付金が使えということで急遽やらせていただいた3つの案件になります。今回は予備費の充用については財政部局とは協議しておりません。

以上です。

Q. 今の課長の答弁で分かったことなんですけれども、社会教育課のほうからは緊急性がないという判断なのか分からないんですけれども、予備費を充用するまでもない、国の交付金が見込まれるので9月の補正で十分いけると。これは緊急性というよりは、どちらかという、これからのウィズコロナであったりアフターコロナの、その対応

のための事業だというふうに思っているんですけども、それで間違いないかということと、あと細かいですけども、資料館はトイレの手洗い場の水栓を取り替えるとか、あとは狩野ドームも同じように多目的トイレの水栓取り替えるとか、あとは社会体育館が同じように自動水洗化と小便器の自動洗浄のものに入れ替えるとかとあるんですけども、細かいですけども、それぞれの水栓の数であったりとか便器の数であったり、その辺はどうなんでしょうか。あと、ほかにこれには含まれていないような工事が予算の中に入っているのかどうか、教えてください。

A. すみません、最初の質問、もう一度お願いしていいですか。

Q. 緊急性は要しないけれども、これからのウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据えた事業ということではよろしいですか。

A. はい、それは間違いありません。

Q. 委員長を通してください。

A. 間違いございません。

それから、それぞれのトイレの施設の関係になりますが、まず資料館につきましては男子トイレの洋式が1、それから和式が1、小便器が3。女子と多目的トイレが一緒になっておりますが、洋式が1。それで今回につきましては男女トイレの洗面の自動化を伺います。男子トイレの小便器はもう既に対応はしております。

それから、狩野ドームですが、男子トイレ、洋式が1、和式が1、小便器5。女子トイレにつきましては洋式トイレが4。それから今回につきましては多目的トイレの洗面を自動化すると。男女の洗面と男子の小便器については、もう対応はされております。

それから、中伊豆社会体育館ですが、男子トイレ、洋式が1、和式が1、小便器が3。女子トイレですが洋式が1、和式が2。今回は男女のトイレの洗面と男子の小便器を自動化します。あと多目的トイレの洗面自動化も同時に行います。

以上の工事以外には、この中には含まれておりません。

以上です。

Q. 課長、丁寧に今回の事業以外の便器の数とかいろいろ細かく教えていただいたんですけども、そうしますと先ほど冒頭に課長もおっしゃいましたけれども、市内の社会体育施設の屋内施設について、いわゆる非接触化の措置がなされていないところを今回集中して計上してやるということですから、これで屋内施設については全て非接触化が進んでいるという認識でよろしいですか。

A. 屋内施設につきましては、全て対応済みになります。

以上です。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど市民部、健康福祉部所管分と併せて行う。

【市民部関係】

議案第54号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. すみません、遅くなりました。いわゆる減免制度等いろいろあるみたいですが、支払い困難で相談した件数とか、あるいは逆に支払い困難かどうか分かりませんが、支払いがなくて収納率がうんと下がっているとか、そういった3年度の動きを教えてください。

A. 令和3年度のコロナの影響による減免でございますが、承認件数32件ございました。金額にしまして614万5,300円をコロナの影響による減免を行いました。

以上でございます。

Q. 私のほうからは、収納の方面からお話しさせていただきます。

やはり国民健康保険税に限らず、生活困窮の方ですとか、ちょっと御事情等がある方につきましては納税相談という形で機会を設けて、その方に寄り添った納税の促しをしているところでございます。もちろん未納者につきましては法律に基づいて時に厳しい対応をしなければなりませんので、国民健康保険税全体の収納率につきましては昨年度よりもポイントを上げて収納率向上に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

Q. 収納率の関係で、175ページにいわゆるコンビニ納付がありますね。このコンビニ納付というのは伸びているんですけど。あるいは、これがもっと伸びるとどういう効果が表れてくるのか教えていただけますか。

A. 納付の形態につきましては、コンビニ納付は増えている状況でございます。先日、一般会計のほうでもお話ししたんですけど、コンビニ収納、コンビニ納付と、令和

2年度から始めましたスマホ決済の収納と、それと併せまして納税者の方がより利便性を持って納付を行うという環境を徐々に整えておる状況でございますので、そちらの方面からも収納率の向上は期待が持てるという状況でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第55号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. こちらの決算書の54ページ、令和3年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の中の繰入金で一般会計繰入金についてちょっと確認です。これ、基準があって繰り入れていると思うんですけども、その基準を改めて説明願えますか。

A. 内訳ですが、事務費の繰入金と保険基盤安定繰入金と2種類ありまして、まず事務費の繰入れですが、これにつきましては電算センターの協議会負担金、そして郵便料を足した額になります、これが246万7,000円。で、もう一つ、保険基盤安定繰入金のほうでございますが、これにつきましては普通徴収、特別徴収、延滞金、還付金、算定しました保険基盤安定制度のお金等を足した額が合計で9,985万8,969円、合計いたしまして1億232万5,969円となります。

以上でございます。

Q. その基準というのがあったんでしたっけという質問なんですけれども。今の2つの金額を、人数とか何かそういう計算式があったような気がしたんですけども、その説明を改めてお願いします。

A. こちらの事務費と基盤安定の繰入れにつきましては、後期高齢者医療広域連合会のほうで決まりがございまして、それで算定をしてこちらのほうに請求になります。

以上です。

Q. その決まりというのはどういう決まりなのかというのが、何か根拠が多分あるんじ

やないかなと思ったんですけれども、勝手に決めて勝手に、伊豆市さん、これだけだよというわけじゃないと思うんで、そこが分かったら教えていただきたいということなんですけれども。

A. すみません、先ほど少し間違っ、決まりがございまして。総務費は先ほど言った事業費、そして事務費の算定になりますが、基盤安定繰入れのほう、先ほどちょっと説明が私間違っ、訂正をいたしたいと思います。保険料の軽減分の県の負担金4分3、それと一般会計の負担4分の1の合計でございました。すみません、訂正でお願いいたします。

Q. ありがとうございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. じゃ、1つだけすみません。鈴木です。よろしくお願ひします。

衛生費のうち、環境衛生課所管の火葬場費でLPガスの高騰によるガス料の増ということで112万3,000円が計上されていますけれども、この金額の算定根拠を教えてください。

A. 御回答させていただきます。

まず、これまでの使ったLPガスの金額、それから、これから使うであろうLPガスの量の予測を立てまして、これまでの金額の半年余りの間の上昇度を見て、それが22.5%上昇しております。22.5%が124円ということで算出してございまして、さらにこの先上昇する可能性等を考えまして、これまでの上昇率等から152円で単価を算出してございまして。

以上です。

Q. もう一回再度確認しますけれども、今後の上昇予測、これ立米当たりの金額なんで

すかね、それは分からないですけれども単위가。結局112万3,000円というのは、今後使うであろうLPガスの金額については152円ということで全て算出したということ
でいいですかね。124円というのが実質の上昇率に基づいている金額なんですけれども、
予算額としてはもっと上がるであろうという152円で計上しているということによろ
しいですか。

A. おっしゃるとおり、これから使用する量を152円で算出をしております。
以上です。

Q. すみません、しつこいですがけれども、ちょっとさっき確認し忘れたんで。今現状は
幾らになっているのでしょうか、それを最後教えてください。

A. 現状は124円で単価契約をしておりました。
以上です。

Q. ちょっと分かんなくなっちゃったんですけれども、当初予算で計上している金額の
単位を僕は聞いているんですけれども、124円というのは現状の上昇率が22.5%上がっ
ているので、それに基づく124円という説明があったと思うんです。もっと上昇する
だろうということで、最終的には今回の予算計上の基本となる152円という金額を想定
して予算立てをしたというふうにお答えになったと思うんですけれども、現状の当初
予算の立てていた単価の金額なんですけれども、124円で間違いはないですか。

A. すみません、当初予算の金額は124円は間違っております。ちょっと予算の金額を確
認いたしますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○確認が終わらないと進めないです。委員外議員はいいんですけれども。

〔「暫時休憩したらどうですか。」という人あり〕

○委員長 じゃ、すみません、暫時休憩いたします。

○委員長 休憩を閉じてよろしいでしょうか。

それでは、説明をお願いします。

Q. お答えいたします。

当初の契約については124円でした。それで上昇度の22.5%を見まして152
円に上昇しております。

以上です。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど教育部、健康福祉部所管分と併せて行う。

議案第73号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

- Q. 小川議員などもよく質問していたんですけれども、ごみ袋の値段の変更が今回ないわけなんですけれども、よく聞くのは伊豆市と伊豆の国市で一緒にやっているのに料金体系が違うということで、何か疑問を感じる市民がいるという声を聞いたりするんですけれども、あえて今回そういったことも検討した上でこの値段になったと思うんですけれども、特に私は疑問は感じていないんですが、ほかの重量的なことは金額が変わっているんですけれども、新しい焼却炉になっても金額が変わらないといういきさつを説明願えますか。
- A. 一般質問でも何回か御質問いただいて、市長のほうも説明をさせていただいて、ごみの有料化をしたときから、例えば30リットルのごみ袋ですと200円ということで、ごみ袋の製造費に加えて少しずつ御利用いただく量に応じて負担していただくという受益者負担ということで、ごみの手数料を取らせていただいております。それは例えばごみが無料ですと全部税金でごみ処理経費を賄うか、例えば1個出す人も10個出す人も全部税金で出すのではなく、例えばちょっと多く出した人には少しずつ多めに負担をしていただくという、その受益者負担の制度でこの料金を設定しておりますので、今回は伊豆市としては同じ考え方で維持をして、料金は変えずに進めていきたいというふうに考えております。
- Q. そういう考え方以外に、私の質問は、今の現行の維持とか運営がありますね。それで、ごみ袋でやる金額が何かの理由で設定されたんでしょうけれども、そうすると何%かの割合が、その上のコスト維持費とかが何%ぐらいになってくると。今度新しいところに移ったことによって、その運営費とかが変わってコストも変わって、その割合的になると今度は同じごみで足りるのかどうかですね、この金額は。あるいはこの金額でやると新しく今度は電力を売ったりすると割合が下がるからもっと値下げしても

いいんじゃないとか、そんな議論はなかったかということも含めた質問だったんですけれども。

A. ごみの有料化をするときに、その料金をどれだけに定めるというのは国の基準はもちろんだらいいものですから、例えば県内で先進的に取り組んでいるところの事例をやるのと、45リットルで30円とか30リットル20円とか、大体その辺が非常に多かったということで、そういう額を審議会にもかけて設定した経緯があります。

ごみの手数料として頂いているのは、4,000万から5,000万ぐらいあるんですけども、つくったり配送していただく経費を除くと3,000万ぐらいがその手数料として、ごみの処理費に充てられる経費として頂いております。ただ、ごみの収集運搬とか燃やすことだと1億5,000万とか2億ぐらいかかりますので、当然それでは賄えないんですけれども、全部を税金で賄うか、そうはいつでも、少し使った量に応じて、その3,000万なり4,000万を御負担いただきながら税金の使い道を有効に考えるという考え方で進めているところでございます。

Q. この質問が条例と関係なければ止めてください。

私の分別の解釈が、何か物すごく細かいと。その分別というのは火力を上げ過ぎたり低かったりすることになるわけですね、分別のやり方によっては。そうすると焼却炉が壊れたり壊れなかったりとあるみたいで、今の焼却に合わせた分別だと勝手な理解をしているところなんだけれども、それが正しいのか正しくないのか。

そうしますと、新しくなると新しい耐火基準等がもっと優れていれば、そんなに火力があっても壊れなければ、もっと分別を緩めるのか、あるいは逆に燃料として燃やすために火力上げるものを入れたりして燃料を安くするとかいろんな調整していると聞くんなんですけれども、その分別の見直しはここで聞いていいのかどうかはちょっと分からないんですが、委員長の判断で答弁を求めて、却下でも結構です。

A. ちょっと正確な数字とかそういうところは申し上げられないんですけれども、分別は伊豆市としては今の方法を維持させていただきたいとふうに考えております。もちろん燃やせるごみと有効にリサイクルに回せるものをしっかり分けさせていただくというのが大前提にある中で、今、プラスチックもプラスチックの包装だけじゃなくて製品も、国のほうも何とかリサイクルに回していけないかという動きがあるんですけれども、これはもうちょっと時間がかかる場所です。ですから、フィルムという包装と今プラスチック製品を分けて収集させていただいています。ですから、今後はもうちょっとリサイクルに回る部分が増える状況があると思います。

現状は、プラスチック製品についてはサーマルリサイクルということで、それを燃やしてエネルギーに換えるということで、リサイクルとしてカウントしている状況がありますけれども、今後はそういう変化もありますので、分別の状態は現状を維持していきたいというのと、かまへの負担というのは、現状を聞いている中ではプラスチック製品が入っても問題がない状況ということですので、サーマルリサイクルにも対応できますし、今後もちろん資源化できれば資源に回すという意味で、分別は両方に対応できるように現状のままお願いする方針であります。

Q. 議案書の117ページの別表のところの、先ほど杉山武司委員も聞いたりしたところなんですけれども、確認したいんですが、この指定袋を使用しない場合のいわゆる持込みの可燃ごみの処理手数料なんですけれども、これは広域処理なんで伊豆の国市と共同の設置整備運営に係る施設なんだけれども、それぞれの市で同じように条例改正が行われていると思うんですが、改正されているか向こうは分からないんですけれども、この指定袋を使用しない場合の処理手数料、30円とか60円とありますけれども、10キロ当たりとか、それは伊豆の国市も同様の金額なんでしょうか。それだけ教えてください。

A. お答えします。

伊豆の国市は、10キロ単位で10円となっております。

すみません、ちょっと補足で説明をいたします。県内の自治体の料金設定というのは様々でして、無料から、高いところでは10キログラムで157円のところもあるという状況になっております。

以上です。

Q. ちょっと先ほどの三田委員の、いわゆるごみ袋の製作経費とか運搬費とかその辺と、あと実際の受益者負担の部分と、その辺のことがあったんですけれども、持込みの場合は、あれはやっぱり指定のごみ袋に入れて持ち込まないといけないんですけど。それ以外に例えば剪定枝みたいに結わえておけば持ち込めるとかいろいろあると思うんですけれども。

今ちょっと教えていただいた伊豆の国市は10キロ単位10円なんていうのは聞こえたんですが、これはあくまでも伊豆市の場合には、この持込みごみに対しても受益者負担の原則で、持ち込まれた場合にも、これは運搬費は入っていないと思うんですけれども、その辺の考え方というのはどういうふうに、この10キロ当たり60円というのを

設定したんですか。

A. ごみの減量化等の推進審議会という、市内にもいろいろな御意見をいただく組織がありまして、今回、最大積算量という分かりにくいものから、10キログラムごとの単位にするときにも御意見を伺いました。そのときに料金を上げたり下げたりということも当然できるんですけれども、現状200キロで1,220円ですので、20で割り返すと六十数円になりますので、それより高くなることはないでしょうと。現状はごみ袋も買えませんので、同じ負担をさせていただくということで60円ということがあったときに、先ほどの県内にはばらつきがありますけれども、持込みの料金としては中庸のところにありますので、現状の価格を維持した60円ということで審議会にもお諮りをして、今回の改定案として上げさせていただいているところでございます。

Q. じゃ、一般質問になったら止めてください。

今の話ですけれども、条例改正して新旧対照表出ているので、当然疑問に思って今何人か聞いているんですけれども、じゃ、伊豆の国市さんはごみ袋とか、その持込みのときも伊豆市よりも安いということは、ごみの処理費用は税金に入れているというふうに部長がさっき言いましたけれども、それって住民に広く住民税から取っているということなのか、それ以外の税金が入っているということなのか。要するに伊豆市民はごみ袋に3,000万円ぐらいと言いましたっけか、4,000万ぐらいと言いましたっけか、乗っけさせてもらっているんで、その分、住民税がちょっとだけ伊豆の国市より安いということなら何となく納得ができるような気もするんですけども、そうじゃなくて、その3,000万なり4,000万なりのごみ袋の分がほかに使えるのに、伊豆の国市はごみのほうに使っているということなのか、その辺がどうなんですか。

A. ごみ処理は、やっぱり地方自治体の責務としてやらなければならないということなんですけど、手数料を取るということは許されているということで、いろんな市町でゼロ円からもっと高く取っているところもあるという事実がございます。そうした中で、すみません、ちょっと質問の趣旨、ずれちゃいました。税金の考え方ですよ、すみません。

〔「住民税」と言う人あり〕

A. 住民税が安くなるということではなく、例えば市税が40億入ったものは、一般財源としていろんな施策に使うときに、環境のほうに1億から2億、ごみ処理のほうに使うのか、40億の使い方としては、限りがある中で一部負担をいただきながら一般財源

をこれだけ充当するということですので、税金は規定によって頂きますけれども、その税金の一般財源の使い道としては教育に使ったり建設に使ったり、いろんなものに一般財源を充てなきゃならない中の環境衛生のごみ処理経費も、通常2億とかかかる中の3,000万円を負担していただくのか、丸々2億を税金で賄うかというのは、どこの自治体も同じ状況で、少しでも限られた税金を有効に使うために、多少受益者負担で多く出された方に少しだけ負担していただいて、その3,000万なりを負担していただくことによって、一般財源を他の施策にも回せるというバランスを保つという考え方でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第75号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合格約の一部を変更する規約について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) 下山委員

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【健康福祉部関係】

議案第56号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○健康福祉部長 補足説明はございませんが、1点、コロナのワクチンの接種についてお知らせをさせていただきたいと思います。

オミクロン株対応ワクチンの接種につきまして、集団接種を来週26日の月曜日、また個別接種につきましては10月1日から開始を予定しております。また、予約につき

ましては集団接種は明日22日から、個別接種につきましては26日から開始を予定しております。また、12歳から59歳の方につきましては、2回目あるいは3回目を接種して5か月が経過した方につきましては、10月3日から順次接種券のほうを発送したいと考えております。

また、小児、5歳から11歳の3回目につきましても、集団接種を来週26日月曜日から、個別接種につきましては10月7日から開始の予定でおります。オミクロン株のワクチン接種につきましてはの情報発信は本日情報メールで発信を行い、また同時にホームページのほうへも掲載をさせていただきたいと思っております。

お知らせは以上です。よろしくお願ひいたします。

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. すみません、それではお願ひいたします。総論的な質問をさせていただきます。

この令和3年度の重点事項で、その結果の3年度の進捗状況と、そこから生まれた成果あるいは残された課題、概要的なことで結構ですけれども、3年度はどうだったのか。

A. 資料の7ページに介護保険の特別会計の概要を述べさせていただいておりますが、成果というか事業費、新たに介護保険の8期の計画が昨年度から始まりまして、事業費についてもこれから高齢化がまた進むということで、保険給付費が33億1,915万円ということで2.1ポイントの増になっております。

主な原因としまして、施設介護サービスで介護医療院の開設なんか、施設のありようが変わってきているというような形で事業費が増えております。また、地域支援事業については、ほぼほぼ一緒なんですけれども、ちょっと減少しているところがありますので、課題としましては、そういった介護予防につながるような地域支援事業をもっと活性化しなければいけないのかなというふうに感じております。

以上です。

Q. その減った原因は事業者の撤退なのか、サービスの使い勝手が悪くて使われなかったのか、どういうふうに総括しているんですか。

A. 今申し上げた当時、介護医療院の開設ということで、施設でも医療もできるような施設ということで、非常にこれが便利といいますか、効率的というか、医療も介護も両方求める方がいらっしゃるということで、非常にいいサービスというか、ニーズ

に合っているというところなので。ただ、ここは利用料もかかってくるというところがありますので、そういったところで事業費がちょっと上がっているんじゃないかなということで総括しております。

以上です。

Q. あとは、質疑というよりは、そういったいろんな努力をしている結果、お達者度が女性が2位になったという、本当に皆さんの努力のおかげだと思います。ありがとうございました。男性がちょっとまた下がっちゃったんですけど、6位から8位になっちゃったということで、議員も健康診断とかいっぱい受けて頑張らなきゃいけないなと思っているんですけども。

3年度でしたっけ、リハ職員が何かセキがもらってやっているあのリハビリの前置主義という考え方があって、あまりその効果測定みたいなのは何か分析しているところはあるんでしょうか。

A. 資料の209ページの地域リハビリテーション活動支援事業なんかの紹介でよろしいでしょうか。

この事業なんですけれども、住民や介護認定者を対象にしたリハビリ専門職による自立支援に向けた指導を16回ほど開催しております。

この事業につきましては、包括センター職員だとかケアマネジャーが市を通して中伊豆リハビリの中にある地域リハビリテーション広域センターに申請して、コーディネーターがリハ職を派遣するような事業なんかをやっているような、こういうような事業を展開しております。

以上です。

Q. ですから、その効果。

A. そうですね、効果としましては、このリハ職の方が住民主体の集いの場だとかOB会だとかサロンのほうに出向きまして支援をしていることによって、そういった住民の方とか、そういった指導をすることによって自立支援につながっているというふうに考えております。

以上です。

Q. 成果説明資料に基づいて何点か伺いたいです。

まず初めに、説明資料の210ページ、包括的支援事業ということで、地域包括支援センターの関係なんですけれども、事業の成果で相談件数延べ4万1,734件とあります。

これ毎回、僕、聞いていると思うんですけども、それぞれの包括支援センターでどれだけの件数があって、内容がどんなものがあったのか、総括的にお答えいただきたいんですけども。お願いします。

A. ただいまの包括的支援事業につきまして4万1,000円ということで、健康長寿課保健師より回答します。

A. 包括連絡会というのを毎月開催しておりまして、包括の職員がどのような活動をしているのか、また、こういう結果でしたという報告を受けたりしています。

その中で相談として多いものは、来所の相談、そして電話による相談、あとは第三者が、この人が困っているという形で紹介をして家庭訪問をするとか、そういった形が多いと聞いております。

以上です。

Q. すみません、大体総括的なこういう相談の方法があるという今御説明だったんですけども、具体的にどういった相談、内容とかについて、その辺の総括はどんなものが多いか。

それとあと、それぞれ包括支援センター、市内、あるんですけども、それぞれの包括支援センターの受け付けたその相談件数というのは内訳みたいなのはありますか。

A. 令和3年度の相談内容の件数の主な内訳なんですけれども、例えば予防給付事業で1万2,000件ほど、介護相談で1万4,000件ほど、総合的な相談で7,000件近く、あと医療の関係だとか認知の関係、それと介護給付の関係などが相談であります。具体的にはそのような状況があります。

すみません、地区については今手持ちの資料でちょっと分からないものですから、申し訳ありません。

以上です。

Q. 分かりました。それぞれの包括支援センターの内訳、件数等も含めて、また分かれば教えていただきたいんですけども、それをもって地域性で何か特異なものがあるのかということも聞きたかったんですけども、それは結構です。

Q. 続けて、成果説明資料211ページになりますけれども、4番の認知症対策事業216万3,000円の決算額なんですけれども、事業の成果のところ2点伺いたいんですが、1番目に、いわゆる認知症の予備軍と言っちゃ大変失礼なんですけれども、75歳以上の物忘れに関するアンケートを実施しました。アンケートを基に訪問を実施しました。

このアンケートの実施結果であるとか、それを基に訪問した件数とかその辺が分かれば教えてください。

それと、あと2番目の認知症地域支援推進員が中心となって認知症ケアパスの見直し、安心くつシールの周知などについて検討したとありますけれども、その検討結果はどうだったんでしょうか、伺います。

A. 75歳の物忘れアンケート、それと認知症のケアパスの見直し等を実施しております。

詳細については健康長寿課保健師のほうから回答します。

A. 昨年度の発送数と回収数につきましては、こちらにあるとおりで、未返信者が全部で84件ありました。その未返信者について包括内で把握している人については分かっているからいいんですけども、どういった状況なのか分からないという人については、家庭訪問を全件行いまして状況の確認をしたところでございます。

75歳アンケートについては、このくらいでよろしいでしょうか。

〔「ケアパス」と言う人あり〕

A. ケアパスについてですね。認知症ケアパスについての見直しの時期を考えておりました、本来でしたら令和4年度、今年度に見直しをする予定でいしましたが、在庫数が随分あったことで1年見送りをしまして、今年度1年間かけて、来年度改定に向けて認知症地域支援推進員と共に検討している最中でございます。今年度の2月に認知症施策検討会第2回のもので開かれますので、その中で内容をおおむね決定をして、来年度に向けて改定の印刷に入る予定でございます。

それから、くつシールについても今年度の予算、4年度の予算で新しくするのか、それとも形を変えたほうがいいのかという検討をしました。今年度も2回、認知症支援員の人たちと検討をしたところなんですが、やはりくつシールのほうが、外に認知症の方、徘徊の可能性のある方が出る際に、必ず身につけていそうだということ、あと、もう一つはGPSのことも話し合ったんですけども、GPSの場合は脱いでしまったらおしまい、お洋服に貼り付けるような形ですので、そのGPSの貼ってある洋服を必ず身につけて外出をするのかどうかということをお考えまして、確実に徘徊の可能性のある方が身につけて外に行くものは何かと考えたときに、衣服よりも、つえや靴のほうが身につけやすいということで、効果を考えましてこのまま引き続き今年度、くつシールを新たに発注することに決定いたしました。

以上です。

Q. 丁寧に御説明いただきありがとうございます。

最後に1点だけ聞きたいんですけども、75歳以上の物忘れのアンケートの件なんですけれども、未返信者について当局側のほうが把握している方々はいいんですけども、把握し切れていない方々を訪問したというふうにありましたけれども、これ、例えば把握している方とか返信された方とか、その辺の中で実際に介護認定であるとか、そういった支援につながった方、どれくらいいたのか教えていただきたいです。

A. 健康長寿課保健師から回答します。

A. アンケートを実際に返信してくださった方の中で、フォローが必要と包括支援センターが認めた方はゼロでした。アンケート未返信者の中でフォローが必要と認めた人は2人いました。

以上です。

Q. じゃ、この75歳以上の物忘れアンケートは、実際そういった要支援者を発見する上で有効な手段の一つ、政策の一つだというふうに総括しているのか、最後伺います。

A. 今申し上げたとおり、数は少ないかもしれませんが、やはりこういったアンケートを続けて、先ほど包括のどのようなことをやっているかということもありましたので、できる限り何か認知症の方を見つける手段として役立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

Q. 介護施設の関係で203ページになります。

成果説明資料の203ページ、先ほど三田委員も聞いていたところに関係しますが、いわゆる老健から介護医療院のほうに利用者さんがシフトしているというか、金額的にもその動きが出ていて、市としてはお金の流れの部分だけを管理しているのかもしれないんですけども、実際の現場の様子がもし分かったら少し教えてほしいんですけども、自分も自分の親が利用させてもらっていた頃は時々顔を出していたので様子が分かっているんですけども、実際にいわゆる老健と言われていたところというのは、入れられる期間も短くて、どっちかというとな本来の目的は、入院していただけれども、うちに帰るまでの間、ちょっと自宅復帰を目指してしばらくいるというのが本来の建前だったけれども、実際は例えば特養とかに入所待ちの人もそこに入っていたりとか、本来的な意味からいうと、ちょっと違うような使い方をされていたところも一部あるのかなというふうにも捉えていたんですけども、介護医療院ができたことによって、こっちは長期間いられるというふうな制度となってい

るんです。介護1以上で利用できるということで、本来そういうのを必要としていた人が、そちらに素直に動いているというような捉えでいいのか。

要するに利用者さんとしては前よりはいい状態になっているのかなというふうに捉えたいんですけども、そういう正しい利用のされ方がされていて、利用者さんも制度とうまくマッチしているというか、そういう状態になっているので数字的にも動いていると捉えていいですか。

A. 委員御指摘のとおり、今まで老人保健施設というのは二、三か月ぐらいの在宅復帰を目的とした施設でした。やはり、なかなか3か月では戻れないという方も多くおられたというふうには、私ども認識はしております。

今回、2つの老人保健施設が介護医療院に転換したということで、やはりそういったニーズは非常に高いんだと思っております。

まだ、1つのほうは老人保健施設もありますので、それぞれが使い勝手のいいというか、その方々に合ったサービスの提供はできていると思っております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第69号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。